

仙台湾南部海岸『海岸協力団体』を募集します。

海岸法による海岸協力団体制度に基づき、仙台湾南部海岸の国土交通省事業区間において「海岸協力団体」を募集します。

海岸協力団体とは、自発的に海岸の維持、海岸環境の保全等に関する活動を行う民間団体を支援するものです。今回の募集は、海岸協力団体として海岸の維持、海岸環境の保全等の活動を適切かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となります。

※平成26年6月の「海岸法の一部を改正する法律」により、海岸協力団体制度が創設されました。今後、海岸協力団体に海岸管理のパートナーとして活動していただくことで、地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実が図られるものと期待されます。

記

1. 募集期間 : 平成28年11月 1日 (火) から
平成28年12月16日 (金) まで
2. 募集要項 : 別添資料をご参照下さい
3. 募集機関 : 東北地方整備局 仙台河川国道事務所

<発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会>

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所

仙台市太白区あすと長町四丁目1番60号

電話：022-304-1810 (海岸課)

副所長 (海岸担当)

おくやま よしのり
奥山 吉徳 (内線203)

海岸課長

いしかわ じゅんいち
石川 淳一 (内線321)

仙台湾南部海岸の「海岸協力団体」を募集します！

海岸協力団体とは

- 海岸において活動する民間の法人・団体を海岸協力団体として指定することにより、活動の支援を行うものです。
- 海岸協力団体の指定により、海岸管理のパートナーとして地域に根ざした民間による活動が促進され、地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実につながることを期待しています。

国・海岸管理者

申請

指定

法人または団体(NPO等)

自発的活動

海岸協力団体の活動イメージ



海岸植生の保護



希少種保護
(ウミガメ卵の保護)



海岸環境の維持
(清掃活動)



環境教育活動



調査研究

【海岸法 第23条の4(海岸協力団体の業務)】

海岸協力団体は、当該海岸協力団体を指定した海岸管理者が管理する海岸保全区域について、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 海岸管理者に協力して、海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持を行うこと。
- 二 海岸保全区域の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 三 海岸保全区域の管理に関する調査研究を行うこと。
- 四 海岸保全区域の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附随する業務を行うこと。

募集範囲



- ① 納屋地区海岸(蒲崎地区)(L=4.7km)
 - ・ 宮城県岩沼市早股地先から岩沼市寺島地先まで
- ② 山元地区海岸(笠野地区)(L=2.1km)
 - ・ 宮城県亶理郡山元町山寺地先から山元町高瀬地先まで
- ③ 山元地区海岸(中浜地区)(L=7.1km)
 - ・ 宮城県亶理郡山元町高瀬地先から山元町坂元地先まで

“海岸協力団体”に指定されると？

- 海岸協力団体に指定されることにより、その活動に際し占用等の許可の手続きが簡素化されます。
- 国や海岸管理者から必要な情報提供や助言等を受けるとともに、法律上位置付けられた団体となることで社会的信用が向上し、円滑な活動につながることを期待されます。

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 仙台河川国道事務所 海岸課

〒982-8566 宮城県仙台市太白区あすと長町四丁目1番60号 電話番号:022-304-1810

◇ 申請はこちらから → URL <http://ankeeto.thr.mlit.go.jp/main/quest.exe?no=1943940147>

海岸協力団体募集要項

1 海岸協力団体指定制度の概要

海岸協力団体指定制度とは、自発的に海岸の維持、海岸環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものであり、これらの団体を海岸協力団体に指定し、海岸管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

そのため、海岸協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、指定を行います。

海岸協力団体に指定されると、活動を行う上で必要となる海岸法上の許可等について、海岸管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

2 特に期待している具体的な活動内容及び対象となる区間

(1) 特に期待している具体的な活動内容

海岸法第23条の4のうち、特に期待している具体的な活動内容は以下のとおりです。

- ① 海岸管理者に協力して行う海岸保全施設等の工事又は維持
 - ・ 海岸（堤防含む）の清掃、植栽 等
 - ・ 海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持 等
- ② 海岸保全区域の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
 - ・ 海岸保全施設の安全利用点検 等
 - ・ 不法行為の監視、海岸利用状況の把握 等
 - ・ 海岸保全区域の管理に関する情報又は資料の収集及び提供 等
- ③ 海岸保全区域の管理に関する調査研究
 - ・ 希少動植物調査 等
 - ・ 海岸保全区域の管理に関する調査研究 等
- ④ 海岸保全区域の管理に関する知識の普及及び啓発
 - ・ 海岸の安全利用講習、環境教育 等
 - ・ 海岸の管理に関する知識の普及及び啓発 等
- ⑤ 上記に掲げる業務に附帯する業務
 - ・ 上記を実施するために必要な草刈りや清掃、事前告知 等

(2) 対象となる区間

上記(1)の活動を実施していただく区間は、国土交通省事業区間内とします。

- ① 納屋地区海岸（蒲崎地区）（L=4.7km）
 - ・ 宮城県岩沼市早股地先から岩沼市寺島地先まで

- ② 山元地区海岸（笠野地区）（L=2.1km）
 - ・宮城県亶理郡山元町山寺地先から山元町高瀬地先まで
- ③ 山元地区海岸（中浜地区）（L=7.1Km）
 - ・宮城県亶理郡山元町高瀬地先から山元町坂元地先まで

また、申請に当たり、活動を希望する区間を申請してください。

3 申請資格

申請を行うことができる者は、法人又は海岸法施行規則（昭和31年農林・運輸・建設省令第1号）第7条の3に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

また、直近おおむね5年間にわたり、海岸管理に資する活動を継続的に行っていることが必要です（7（2）審査基準参照）。

- ①代表者が定まっていること。
- ②事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- ⑤申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあつては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
- ⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- ⑩海岸協力団体の指定を受けた場合に、海岸協力団体としての活動以外では、海岸協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

4 申請書類

（1）海岸協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、別添申請書に、以下に掲げる書類を添えて提出してください。

- ア 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
- イ 直近おおむね5年間の活動実績報告書

- ウ 指定後おおむね5年間の活動実施計画書
- エ 法人等の監査報告書又は収支計算書
- オ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- カ 3 申請資格⑥⑦⑧⑨⑩の要件を満たすことを証する書類
- キ その他、河川管理者が必要と認める書類

(2) 申請に当たっての留意事項

- ア 提出された書類は、返却いたしません。
- イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ウ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

5 募集期間

平成28年11月1日（火）から平成28年12月16日（金）まで

6 提出先

以下の提出先に、持参又は郵送により提出すること。
ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前10時から午後5時までとし、郵送の場合は、募集期間内必着とします。

〒982-8566
宮城県仙台市太白区あすと長町4丁目1-60
仙台河川国道事務所 海岸課 海岸係
TEL 022(304)1810（海岸課直通）

7 審査方法

(1) 審査方法

海岸協力団体の指定を行うに当たり、事務所等に、審査会を設置し、申請書類の確認及び審査を行います。

なお、地方整備局長等は、委員会を設置し、審査会の報告の内容について意見を聴くものとします。

(2) 審査基準

- ① 申請時に提出のあった活動実績報告書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。
 - (ア) 継続性：直近おおむね5年間にわたり、海岸管理に資する活動を継続的に行っていること。
 - (イ) 公共性：上記の活動が、海岸管理者又は法第6条第2項、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成23

年法律第33号)第7条第3項、福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第13条第3項及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第48条第3項の規定に基づき海岸管理者に代わってその権限を行う主務大臣若しくは主務大臣の権限の委任を受けた地方支分部局の長(以下「海岸管理者等」という。)(当該活動が海岸協力団体を指定しようとする海岸の区域以外の区域で行われた場合にあっては、当該活動が行われた区域の海岸管理者等。)から後援された活動、海岸管理者と共同で実施した活動その他の海岸管理者等との協力関係が認められる活動であること。

(ウ)活動姿勢:直近おおむね5年間において、海岸管理又は他の民間団体等の海岸管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

② 申請時に提出のあった活動実施計画書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。

(ア)実効性:過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。

(イ)貢献度:海岸管理に対する貢献が認められること。

(ウ)協調性:活動に当たって地域(海岸管理者等、住民、市町村、他の民間団体等。)との協調性が認められること。

(3)ヒアリング

申請を行った法人等から事務局がヒアリングを実施します。

8 結果の通知

(1)海岸協力団体の指定を受けることとなる法人等に対しては、海岸協力団体指定証を発行します。

また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。

(2)上記海岸協力団体指定証には、法人等の名称及び業務を行う海岸の区間を明記し、指定番号の登録を行います。

(3)海岸協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

9 指定後の留意事項

(1)海岸協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、海岸協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。

- (2) 海岸協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長に対して活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出してください。
- (3) 海岸協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに事務所等の長に対して、変更の内容を明らかにする書類を提出してください。
- (4) 海岸協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長の求めに（年1回以上）応じ、活動状況について報告を行ってください。
- (5) 海岸協力団体の代表者が変更となった場合又は海岸協力団体が解散をした場合には、速やかに事務所等の長に対して報告してください。

10 指定の取り消し

海岸協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消されます。

- ア 海岸管理者が海岸協力団体に対して行う業務運営についての改善措置命令に違反した場合。
- イ 海岸協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
- ウ 海岸協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

11 問い合わせ先

〒982-8566

宮城県仙台市太白区あすと長町4丁目1-60

仙台河川国道事務所 海岸課 海岸係

TEL 022(304)1810 (海岸課直通：担当 石川・大場)

電子でのご質問、お問い合わせはアンケートシステムをご利用ください。
アドレスは下記のとおりです。

<http://ankeeto.thr.mlit.go.jp/main/quest.exe?no=1943940147>